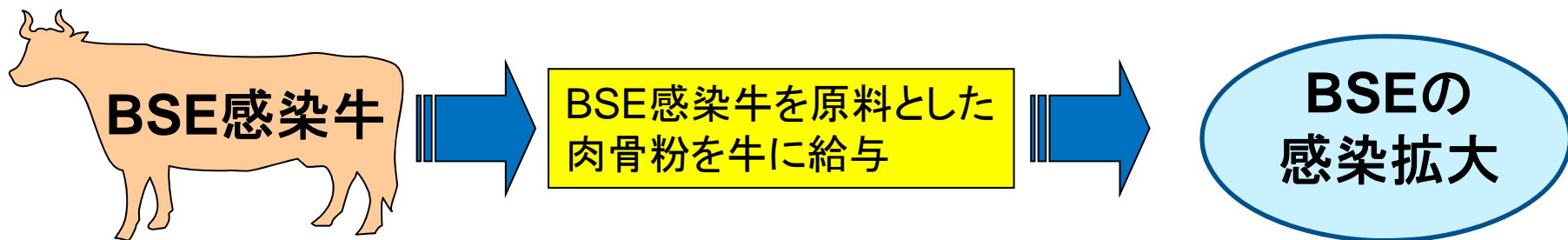


牛海綿状脳症（BSE）に関する 基礎資料 目次

- ◆ 牛海綿状脳症（BSE）とは 【P1】
- ◆ BSE発生牛のプリオンの体内分布・特定危険部位（SRM） 【P2】
- ◆ 肉骨粉とは 【P3】
- ◆ プリオンとは 【P4】
- ◆ 現在までの世界のBSE発生状況 【P5～7】
- ◆ ヒトのプリオン病（vCJD等） 【P8】
- ◆ BSE検査 【P9～10】
- ◆ 食品の安全を守るしくみ 【P11】
- ◆ 厚生労働省からの食品健康影響評価の諮問内容 【P12】

牛海綿状脳症(BSE)とは

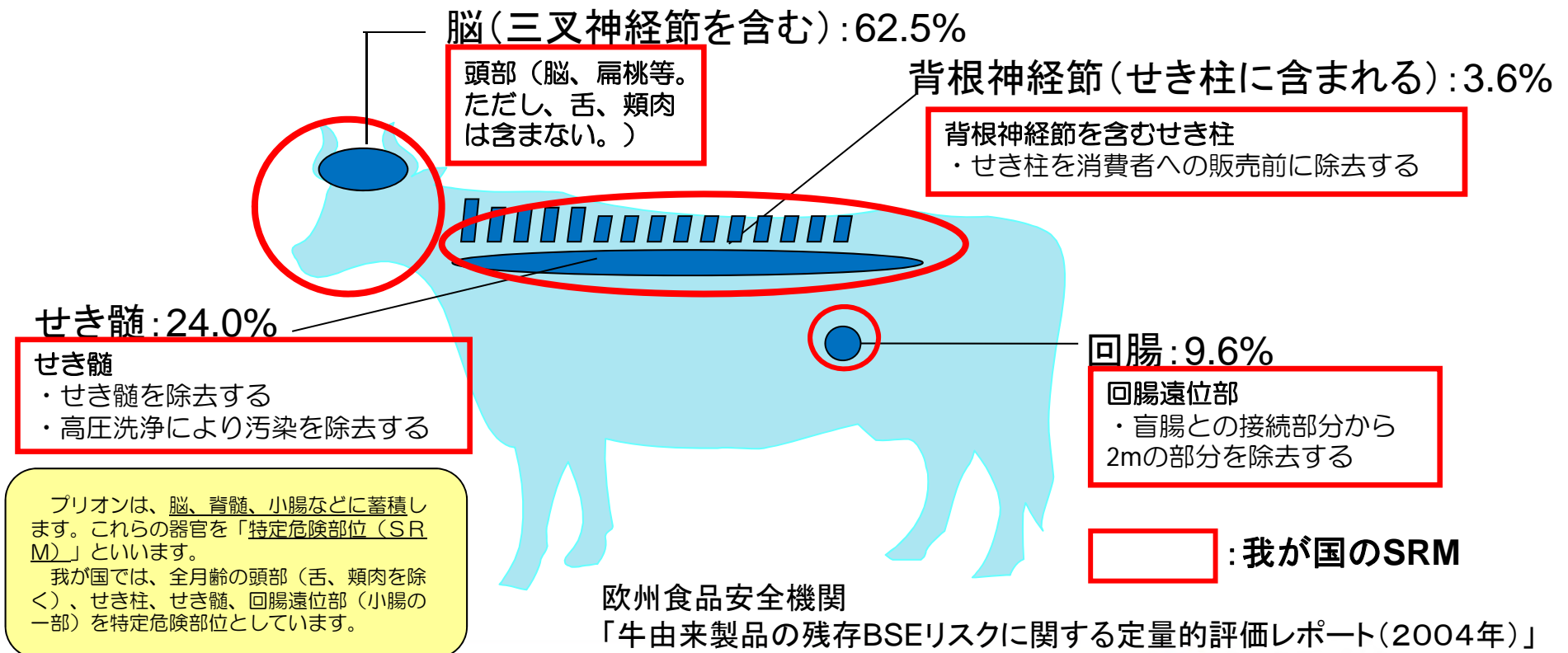
- BSEは牛の病気の一つです。「BSEプリオン」と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡すると考えられています。
- この病気が牛の間で広まったのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられています。
- また、1995年に、英国で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）患者が初めて確認されました。vCJDはBSEとの関連性が示唆されています。
- 我が国では、これまでにvCJD患者が1人確認されていますが、英国滞在時に感染した可能性が有力と考えられています。



BSE発症牛のプリオンの体内分布・特定危険部位（SRM）

1. 原因（病原体） 異常プリオンタンパク質（タンパク質の一種）
2. 症状 長い潜伏期間の後、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間から6か月の経過で死亡。
3. 診断法 脳から異常プリオンタンパク質を検出することにより診断。現在のところ、生前診断法はない。

<BSE発症牛のプリオンの体内分布及び特定危険部位（SRM）>

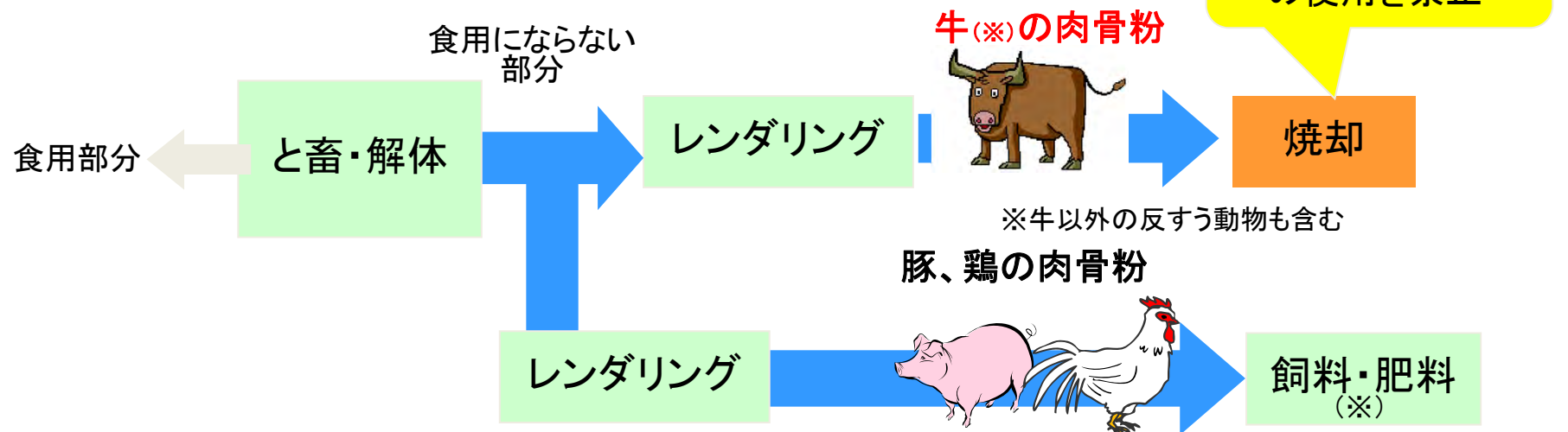


プリオンは、脳、脊髄、小腸などに蓄積します。これらの器官を「特定危険部位（SRM）」といいます。
我が国では、全月齢の頭部（舌、頬肉を除く）、せき柱、せき髄、回腸遠位部（小腸の一部）を特定危険部位としています。

肉骨粉(にくこっぷん)とは

MBM: Meat-and-Bone Meal

- 牛や豚などの家畜をと畜解体する時に出る、食用にならない部分をレンダリング(化製処理)した後、乾燥して作った粉末状のもの。
- 主に飼料や肥料として利用された。
- 現在、牛から牛に BSE が蔓延したのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉などの飼料を使っていたことが原因と考えられていることから、我が国では牛などの反すう動物を原料として作られた肉骨粉は牛以外の家畜なども含め飼料等への使用が禁止されている。
- また、我が国はすべての国からの肉骨粉の輸入を禁止している。



BSEの発生防止の観点から、飼料等への使用を禁止

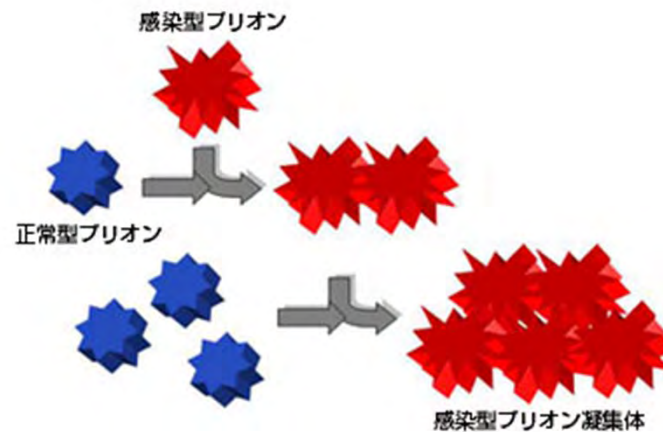
※反すう動物用以外

プリオンとは

Prion

- プリオンとは、感染性を有するタンパク質様の病原体を意味する造語 (proteinaceous infectious particles)。
- 牛海綿状脳症 (BSE) やヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) の原因と考えられている「異常プリオンタンパク質(PrP^{Sc})」とは別に、正常個体内にはもともと「正常型プリオンタンパク質(PrP^C)」が存在する。
- 両者のアミノ酸配列は同じであるが、唯一立体構造が相違していることが知られている。

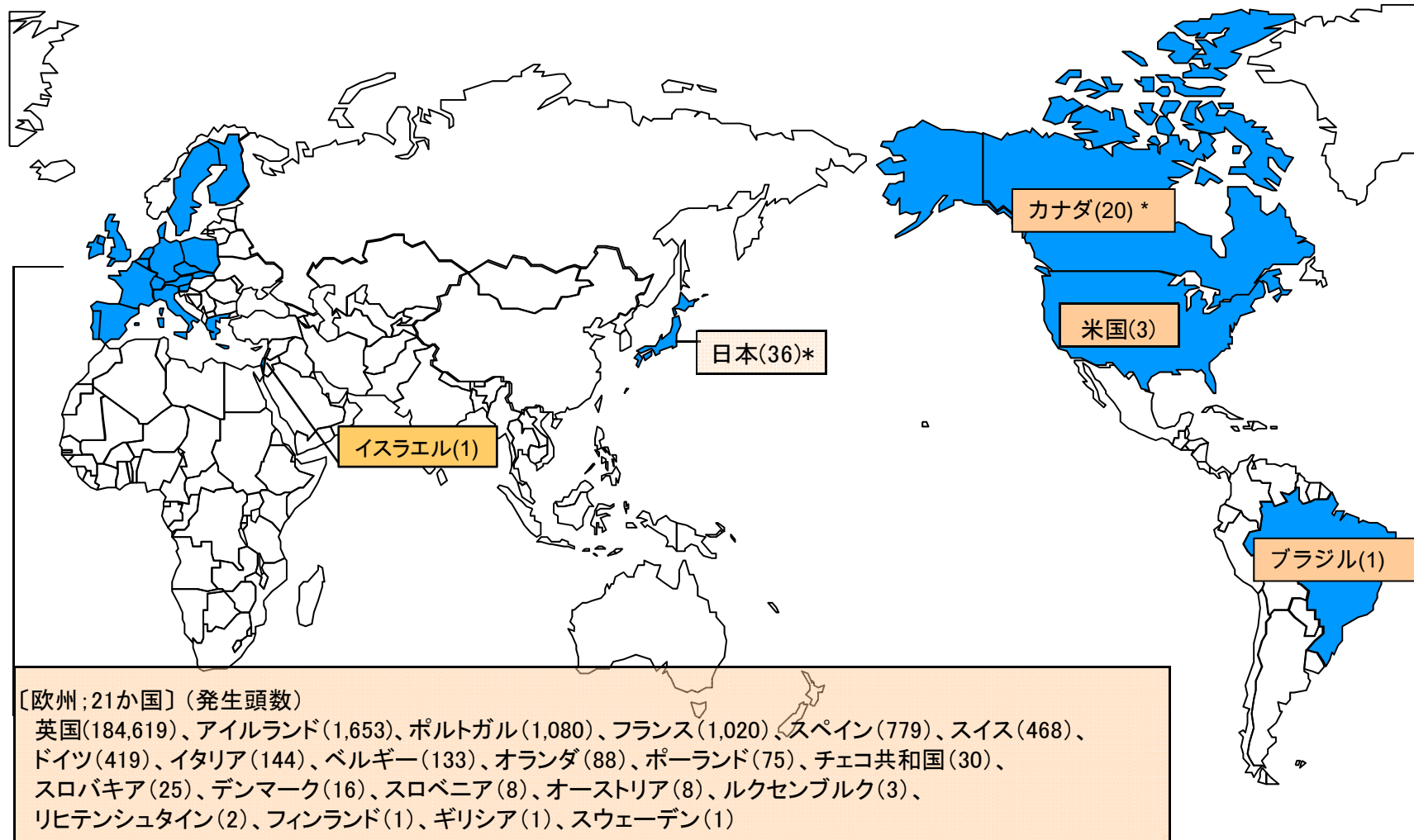
正常型から
異常プリオンタンパク質への変化



(c)日本科学未来館 (http://www.miraikan.jst.go.jp/sp/deep_science/topics/02/01.html)

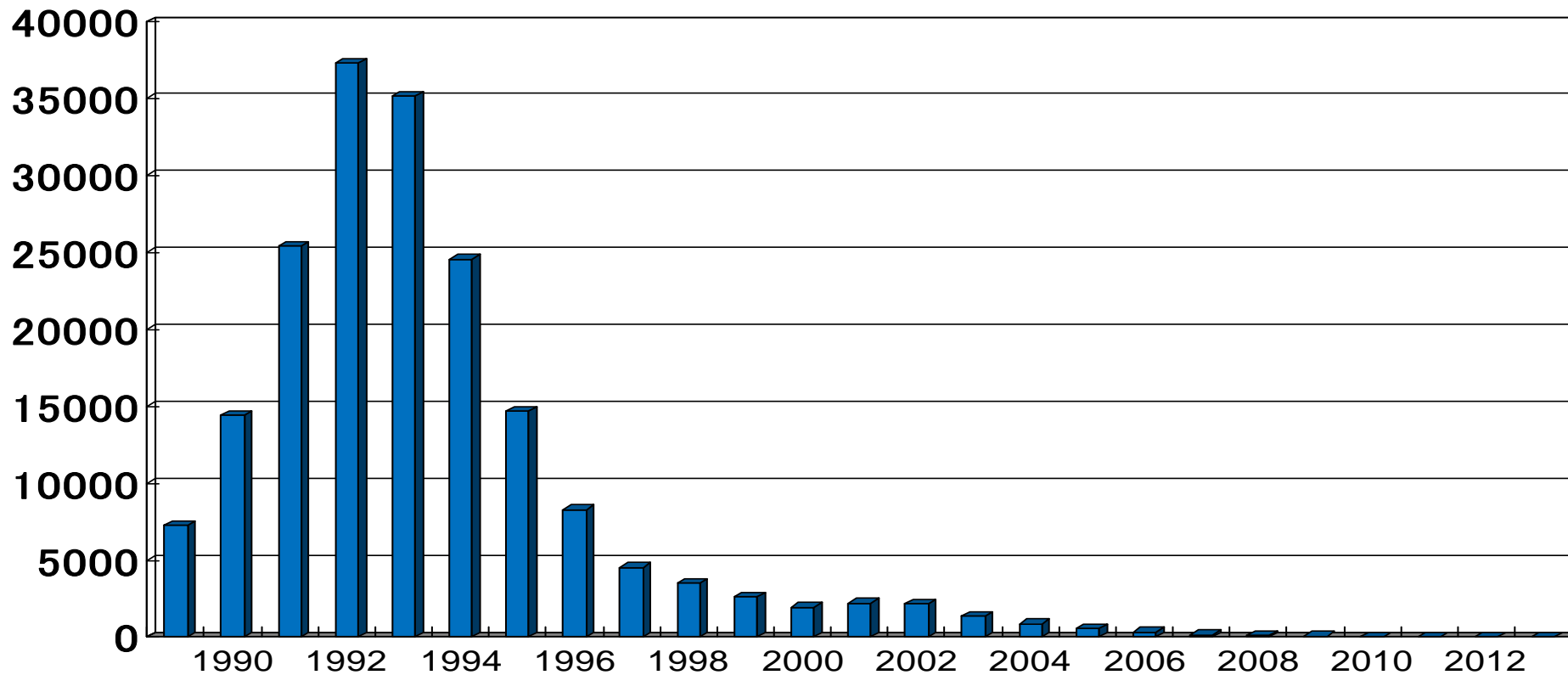
現在までの世界のBSE発生状況

OIE Last update:2012/12/12



*: 輸入牛1頭、米国で発生確認1頭含む

世界におけるBSE発生頭数の推移（1）



資料は、2013年1月15日現在のOIEウェブサイト情報に基づく。

世界におけるBSE発生頭数の推移（2）

	1992	…	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体	37,316	…	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	12	190,634
欧州 (英国除く)	36	…	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	9	5,954
（フランス）	(0)		(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(1,021)
（オランダ）	(0)		(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(88)
（デンマーク）	(2)		(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	…	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	1	184,619
米国	0	…	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
カナダ	0	…	0	0	2 ^(※1)	1	1	5	3	4	1	1	1	—	20 ^(※2)
日本	0	…	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	—	36
イスラエル	0	…	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	1
ブラジル	0	…	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

資料は、2013年1月15日現在のOIEウェブサイト情報に基づく。

※1：うち1頭はアメリカで確認されたもの。

※2：カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含んでいる。

ヒトのプリオン病（プリオン蛋白の異常により発症）

孤発性CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病、自然発症型CJD）

- ・日本でも年間約100万人に1人の割合で発症。

発症年齢は平均68歳。発症から死亡までの期間は約1年以内。

（厚生労働省「変異型クロイツフェルトヤコブ病に関するQ&A（平成22年1月）」）

遺伝性のプリオン病

- ・家族性CJD、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー症候群（GSS）、致死性家族性不眠症

変異型CJD（vCJD）

- ・牛海綿状脳症（BSE）に罹患した牛の脳などの特定危険部位を食べることにより感染。
- ・全世界でこれまでに227名の方が発症。このうち176名が英国人。

（The National Creutzfeldt-Jakob Disease Research & Surveillance Unit (NCJDRSU) [Aug./2012]）

- ・若年で発症、死亡までの期間は平均1年強。
- ・英国における中央値の発症年齢は26歳、死亡年齢は28歳。（1995～2009年）
（EIGHTEENTH ANNUAL REPORT 2009 CREUTZFELDT-JAKOB DISEASE SURVEILLANCE IN THE UK /The National CJD Surveillance Unit）

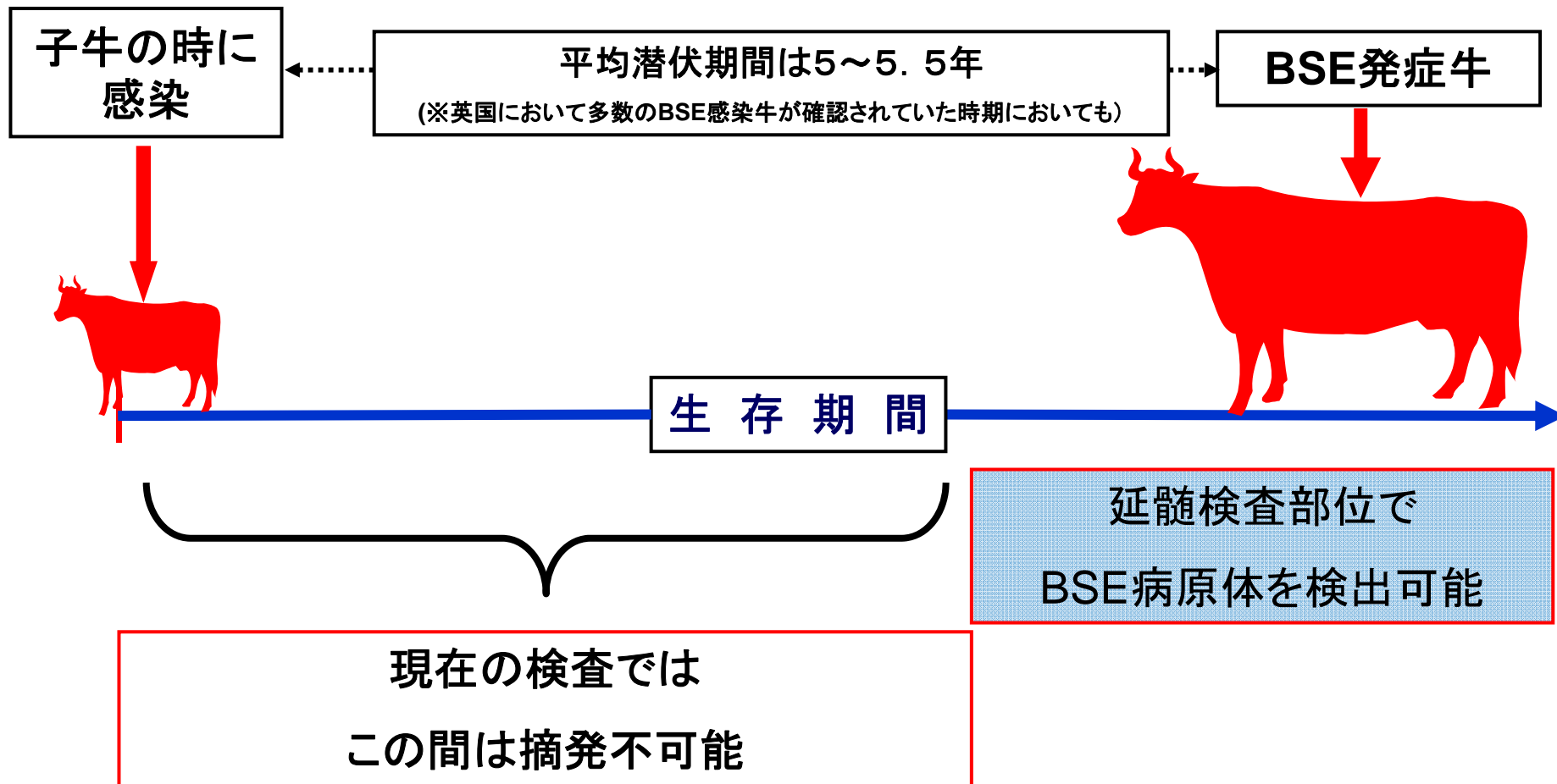
硬膜移植後CJD

脳外科手術に用いられた乾燥硬膜に、適切に処理されていない孤発性CJD由来の硬膜が混入し、手術を受けた患者に伝播した。

クールー

- ・過去にパプアニューギニアにあった病気。
- ・病死した人の脳を食べることによって伝播。

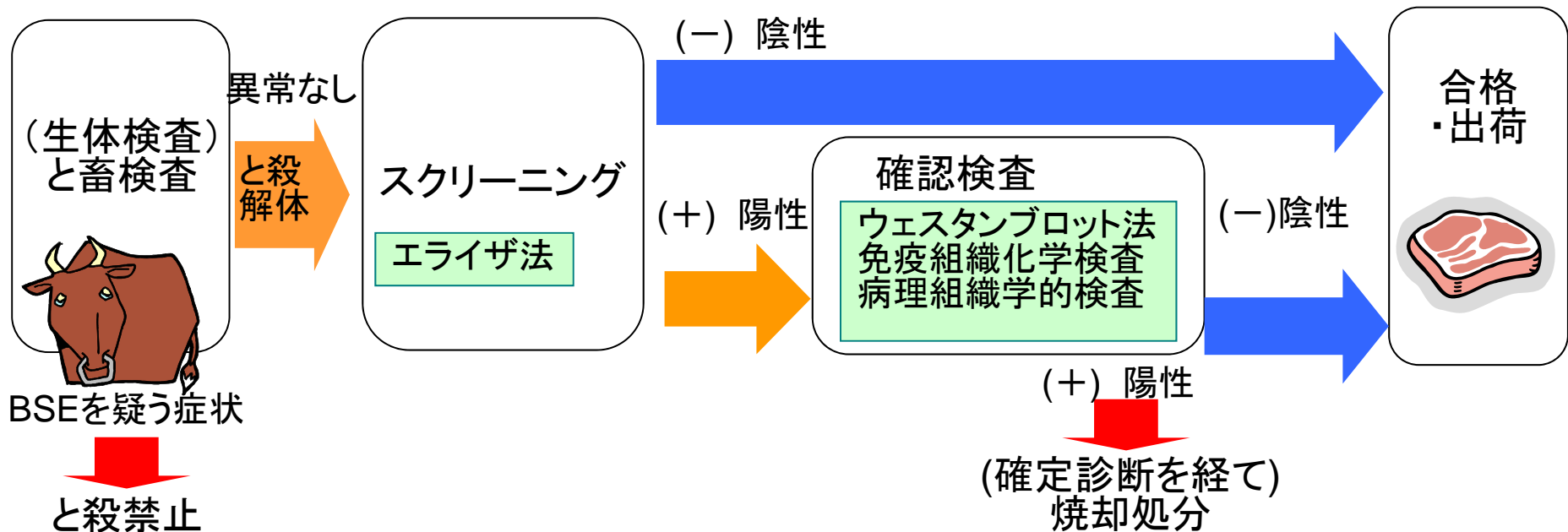
BSE検査：感染から発症まで



BSEの検査法

Detection system of BSE

- BSEの原因と考えられている異常プリオンタンパク質がタンパク質分解酵素に耐性を持っている（正常プリオンタンパク質はこの酵素で分解される）ことを利用して、タンパク質分解酵素による処理を行った試料と行わない試料について、まずスクリーニング検査としてエライザ法を用いて検査を行う。
- 陽性と判断された場合は、同様の処理を行ったもので行わなかったものについてウエスタンブロット法による確認検査を行うとともに免疫組織化学検査、病理組織学的検査を行い判定する。



リスク分析

3要素

食品安全委員会

リスク評価

食べても安全かどうか
調べて、決める

厚生労働省、農林水産省
消費者庁等

リスク管理

食べても安全なように
ルールを決めて、監視する

・機能的に分担
・相互に情報交換

リスクコミュニケーション

平成23年12月 厚生労働省からの食品健康影響評価の諮問内容(要旨)

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2 国境措置(米国、カナダ、フランス及びオランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

今回の食品健康影響評価の対象
(平成24年10月評価済)

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合のリスクを評価。

評価中